

事務連絡
令和5年3月29日

(別記宛先) 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について

平素より母子保健行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

過日、「『成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の変更について』に係る情報提供について」（令和5年3月23日付け厚生労働省子母発0323第1号子ども家庭局母子保健課長通知）においてお知らせしたとおり、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の変更（以下「成育医療等基本方針」という。）について、会員及び関係者等への周知を依頼したところです。

成育医療等基本方針においては、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされており、学校や保健所等において、性と健康に関する教育等を行うことなどとされております。

今般の成育医療等基本方針の変更を踏まえ、別添「『成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針』に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について」（令和5年3月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）により、各自治体宛に、教育委員会と保健部局との連携及び性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得ながら、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を依頼しております。

これまでも、貴会には、「健やか親子21（第2次）」の中間評価等に関する検討会報告書の送付及びこれを踏まえた性に関する教育への協力依頼について（協力要請）（令和元年11月21日付け厚生労働省子母発1121第3号子ども家庭局母子保健課長通知）により、学校での性に関する指導における外部講師の活用等について依頼したところです。

貴会におかれましては、別添事務連絡の内容について御了知いただき、学校等におけるこどもの性と健康に関する取組の充実に向け、自治体との連携体制の推進等の積極的なご協力を宜しくお願いいたします。

別記宛先

公益社団法人日本医師会会長

公益社団法人日本産婦人科医会会長

公益社団法人日本小児科医会会長

公益社団法人日本助産師会会長

事務連絡

令和5年3月29日

各都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく
学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について

政府においては、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）第11条第7項に基づき、令和5年3月22日、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）の変更を閣議決定しました。

成育医療等基本方針においては、「成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項」として、別紙のとおり、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされ、そのため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うことなどとされています。

このことを踏まえ、引き続き、学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めるようお願いいたします。これまで「健やか親子21（第2次）の中間評価等に関する検討会報告書」を踏まえ、学校での性に関する指導における外部講師の活用等について依頼してきたところですが、各自治体においては、教育委員会と保健部局とが連携し、必要に応じて、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、各教科等の指導や教育課程外の講演等に産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用したり、産婦人科医や助産師等の専門家と連携して個別指導を行ったりするなど、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を図るようお願いいたします。

なお、厚生労働省の国庫補助事業「性と健康に関する相談センター事業」においては、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援を行っています。同事業が子ども家庭庁に移管される令和5年度以降も、当該支援を継続する予定ですので、保健部局と教育委員会で連携し、御活用いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

（学校教育について）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

（保健施策及び性と健康に関する相談センター事業について）

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 母子保健係

T E L : 03-5253-1111（内線 4975）

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月）

（抜粋）

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

（3）その他成育過程にある者に対する専門的医療等

- 各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者は、地域の学校医や小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等と連携を図り、思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題について、学校等へ情報を共有するなどの適切な連携方法を検討することが期待される。

2 成育過程にある者等に対する保健

（1）総論

- 不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する。

（4）学童期及び思春期における保健施策

- 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。
- 思春期の人工妊娠中絶、梅毒及びHIV感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行う。
- 思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題に対応するため、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の連携を推進する。

（5）生涯にわたる保健施策

- 思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

3 教育及び普及啓発

（1）学校教育及び生涯学習

- 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。（再掲）